

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

e-pile next

抜群の貫入性能で確実に支持層をとらえます!

学生寮新築工事

本件は、世田谷区の桜新町駅周辺に建設される地上6階建ての学生寮新築工事です。

支持層はSGL-14.0m以深の砂質泥岩層で、N値60を超える堅固な安定した地盤に1.0m程度貫入させること、また支持層到達までの間に存在する中間層SGL-11.2m~-12.9mのN値50以上の固結砂質泥岩層を打ち抜くことが今回の課題となりました。検討段階では、スクリーオーガ併用施工を考慮しておりましたが、これまでの施工経験・施工実績より、先行掘削を要しない直打ちでのご提案で、工期短縮、コスト軽減ができ採用となりました。実施に於いても、堅固な地盤に負けない先端特殊部の「高力構造」と貫入性に優れた「菱形切削孔」が威力を発揮し、全ての杭をスムーズに設計深度まで貫入でき、高い経済性と確かな施工品質をご提供することができました。

元請様には搬入誘導や養生鉄板等の安全確保などご協力いただき、安全且つ無事完工できました。



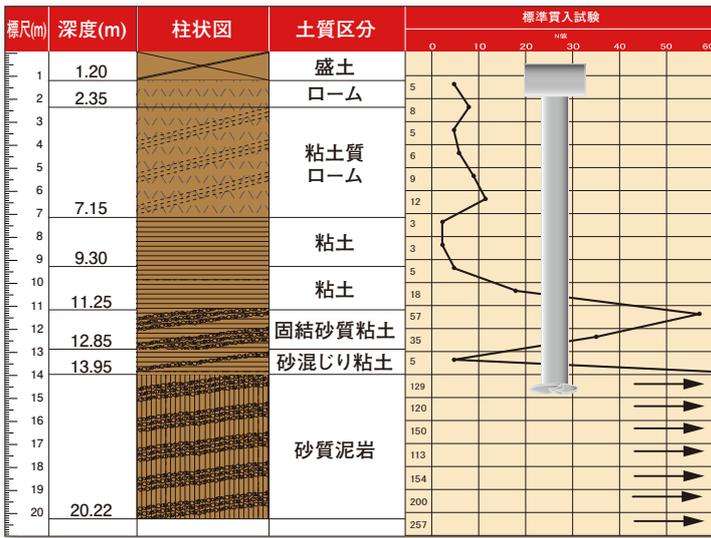
☆ご採用いただきまして、誠に有り難うございました。



工事概要

工事名	学生寮新築工事	杭径	φ406.4mm・φ355.6mm・φ318.5mm
施工地	東京都世田谷区	拡翼径	Dw 1000mm・900mm・800mm・700mm
用途	寮・寄宿舎	拡頭径	-
構造	鉄筋コンクリート造(RC) 地上6階	深度	SGL-15.1m
建築面積	1247.70 m ²	支持力	1,050kN~2,050kN
工期	2022年1月24日~2022年2月14日	本数	60本

ボーリング柱状図



国土交通省大臣認定工法

登録番号: KT-160071-A

国土交通大臣認定
TACP-0483 砂質地盤(硬質地盤含む)
TACP-0484 粘土質地盤

日本建築センター
BCJ評定-FD0540-01 砂質地盤
BCJ評定-FD0541-01 硬質地盤
BCJ評定-FD0542-01 粘土質地盤

日本環境協会
エコマーク認定 08 131022号

公共土木・公共建築での活用拡大
国土交通省「NETIS」

■ 全ての鍵は杭先端にあり

杭基礎は建物荷重を支持地盤へ伝達させる最も重要な役割であり、故に、杭先端拡翼部の貫入(掘削)性、変位・変形・破断などを発生させない高い性能が要求されます。

■ 貫入性の問題を・・・「**菱型穴**」により解決しました。

■ 拡翼変形の問題を・・・「**特殊部**」により解決しました。

■ コストの問題を・・・「**自社施工**」により解決しました。

■ 高力構造/拡翼断面図

■ FEM解析図

建築・土木・鉄道、さまざまな場面で活躍しております。

e-pile 検索

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動に影響を受けている神奈川県の実業者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている中小企業の経営者（個人事業主やフリーランスを含みます）の皆様に対する支援策を集約し、情報提供いたします。

新型コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

事業復活支援金

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%未満減少した事業主に支援金を支給します。
 →売上高50%以上の減少: 上限 法人250万円、個人50万円
 →売上高30%～50%未満の減少: 上限 法人150万円、個人30万円
 *法人の上限額は、売上高に応じて3段階

問合せ先

経済産業省・申請者専用相談
 窓口 電話番号0120(789)140
 又は 電話番号03(6834)7593

雇用を維持したい

雇用調整助成金

一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等を一部助成

問合せ先

神奈川県労働局神奈川助成金センター
 電話番号045-277-8815
 厚生労働省コールセンター
 電話番号0120-60-3999

小学校が臨時休業

小学校休業等対応助成金

【事業主】小学校等の臨時休業等に伴い、保護者となる労働者に有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主へ助成金を支給
 【委託を受けて個人で仕事をする方】小学校等の臨時休業等に伴い、契約した仕事ができなくなった個人に支援金を支給

問合せ先

厚生労働省コールセンター 電話番号0120-60-3999

相談

経営相談

経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内

問合せ先

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
 公益財団法人神奈川産業振興センター 電話番号045-633-5200

労働相談

解雇や退職、賃金、労働時間などについて、労働者や事業主からのご相談を受付

問合せ先

神奈川労働局総合労働相談コーナー
 電話番号045-211-7358

かながわ労働センター
 電話番号045-662-6110ほか

コロナ労働相談110番 電話番号045-662-8110

その他の支援策に関しては
 神奈川県HP ↓



※詳細は神奈川県庁のホームページをご覧ください。

ワンポイント 健康コラム

デジタルデトックスを楽しむには



季節はすっかり春になりました。寒い冬が終わり暖かくなると、なにか新しいことに挑戦してみたくなるものです。そんなときにPCやスマホなどのデジタル機器は、新しい趣味や楽しさを与えてくれる万能ツール。しかし、便利であるからといって使い過ぎてしまうと、「SNS疲れ」や「スマホ依存」など弊害がでてきます。今回はデジタル疲れを癒す、デジタルデトックスについてご紹介いたします。

デジタルデトックスで期待される効果

- ・目の疲れが取れる
- ・脳の疲れが取れる
- ・ストレスが減る
- ・睡眠の質が良くなる
- ・気持ちがスッキリする
- ・記憶力の低下が改善される …etc



デジタルデトックスの方法

① デジタル機器を全く使わない

週末などを使い、スマホなどインターネット端末を全く使わない日を作ってみましょう。スマホがある生活に慣れていて、使わないということが難しく感じるかもしれません。事前に、デジタルデトックスをするため連絡が取れなくなることを周囲に伝えたり、期間中にする決めてを準備しておくといいでしょう。スマホが気にならないよう、目に入らない場所に片づけるのも効果的です。



② 実践する時間を決める

スマホを全く使わないというのが難しい場合は、時間を決めてデジタルデトックスをしてみましょう。眠る2時間前からスマホに触らないようにすると、睡眠の質も良くなります。無理のない範囲で実践してみましょう。スマホの使用時間や、使うアプリの種類を制限するなどは、デジタルデトックスを手軽に挑戦できるのでおすすめです。



③ 空いた時間の過ごし方を考える

スマホを使わない時間によってやりたいことを書き出してみましょう。手の込んだ料理をすとか、スポーツや散歩、大掃除、アナログゲーム、日曜大工や手芸、読書など。本当に自分がやりたいことと向き合うと、デジタルデトックスが楽しいものになっていきます。

新しいことに挑戦したくなる春にデジタルデトックス。趣味の充実と健康増進を同時に目指し、楽しい時間を過ごしましょう!



経理マンが行く

年金手帳

桜のつぼみも膨らみはじめ、ちらほらと花が咲き始めましたが、3月22日は雪が降りました。2015年、2018年も同じように今頃に雪が降ったようなので、その年はどんな年だったかを調べてみるのも面白いかもしれませんね。さて、令和4年4月から、**年金手帳が廃止される**ことをご存じでしょうか。年金手帳とは、個々の基礎年金番号を通知する目的で発行される青色(オレンジ色)の小冊子です。元来、年金手帳は年金に関する色々な個人情報も記載できるよう、冊子形式で発行されてきました。しかし、現在では年金に関する個人情報はシステム管理されている為、手帳に記載する必要性がほぼありません。また、年金関係の手続きでは、手続き用紙に記入した基礎年金番号を確認するため、年金手帳の添付を求められることが多いのですが、現在では手続き用紙にマイナンバーを記入すれば基礎年金番号の記入は不要で、年金手帳の添付も必要ありません。当社は、念のため入社時に添付していただいておりますが…。このような環境変化を踏まえ、令和4年4月からは冊子形式の年金手帳の発行をやめ、「**基礎年金番号通知書**」という書面の発行に変更されることになりました。今回の変更に伴い、社会保険事務上は以下の点をご注意ください。

- ① 「年金手帳」の代わりに「**基礎年金番号通知書**」が発行される
 令和4年4月からは、20歳になった時、初めて厚生年金に加入した時などには、年金手帳に代わって「基礎年金番号通知書」が発行され、通知書に本人の基礎年金番号が印字されています。例えば、本年3月に高校を卒業して4月に入社する新入社員の場合には、厚生年金の資格取得手続きを行うと、日本年金機構からこれまでの手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が届くことになります。
- ② 「**基礎年金番号**」は廃止にならない
 今回廃止されるのはあくまで年金手帳であり、手帳に印字されている基礎年金番号が廃止になるわけではありません。基礎年金番号は現在の番号が今後も有効になります。
- ③ 発行済みの「**年金手帳**」を差し替えるわけではない
 社員に発行済みの年金手帳を、「基礎年金番号通知書」に差し替えるわけではありませんので、誤って社員から手帳を回収しないように気を付けましょう。また、社員が年金手帳を処分してしまわないよう、注意喚起を行うのもいいでしょう。
- ④ 発行済みの「**年金手帳**」は引き続き使える
 発行済みの年金手帳が使えなくなるわけではなく、令和4年4月以降も使用可能です。そのため、4月以降の採用手続きの際、年金手帳を持参した新規採用者に対し、あらためて「基礎年金番号通知書」の提示を求めるなどは必要はありません。
- ⑤ 「**年金手帳**」の再発行はできなくなる
 年金手帳を紛失した場合には、新しい手帳の再発行を受けられましたが、4月からは、年金手帳を紛失しても手帳は再度発行されず、代わりに「基礎年金番号通知書」が発行されます。再発行を希望した社員には、手帳が通知書に代わった旨を説明する必要があります。

システム化は合理的ではありますが、高齢者などは戸惑う場合もあると思います。年金手帳が無くなるというこの話しもどれだけの人が知っているのかと思うと、そう多くはないと思います。システム使用者が便利で合理的という事だけでなく、合理的=親切であってほしいと願うのは私だけでしょうか。

